平成２７年（フ）第１８５号
山梨県韮崎市龍岡町若尾新田492番地５　サンコーポラス竜岡住宅２棟107号
債務者　桜庭　和子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
三重県四日市市西日野町3120番地
債務者　長岩　忠篤
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
三重県四日市市西日野町3120番地
債務者　長岩この美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
三重県四日市市大字西阿倉川1415番地８　サン・ラ・フォーレ201
債務者　平田　一高
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
三重県四日市市小古曽東３丁目６番45号　グランメール27・211
債務者　嶋田　正明
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
三重県四日市市楠町南五味塚140番地３
債務者　甲斐恵美子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
三重県四日市市三栄町４番15号　ヴィラカタオカ502
債務者　鈴木美千代
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
三重県四日市市波木町389番地85　サニーハイツ波木101
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
三重県三重郡川越町大字豊田24番地１　ライトハウス　203号室
債務者　味岡　仁美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６０３号
京都市北区鷹峯光悦町32番地１　グループホーム京都北山の家、前住所京都市右京区西院月双町83番地２　レインボーハイツ108号
債務者　堀之内領子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３３号
京都府京田辺市大住平谷８番地の27
債務者　宮下　貞雄
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３９号
京都市左京区新柳馬場通孫橋上る菊鉾町298番地　シェーンブルン103号
債務者　今別府由起
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６７号
京都市伏見区東菱屋町420番地15、住民票上の住所京都市伏見区桃山町伊賀９番地の９
債務者　明石　雅文
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６８６号
京都市右京区西院月双町83番地２　レインボーハイツ115、前住所京都市右京区西院六反田町１番地　エリッツ７　305号
債務者　森田　久信（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９６号
京都市山科区大宅甲ノ辻町93番地　ユース32　２Ｅ号室、前住所京都市伏見区醍醐下山口町４番地８
債務者　横田　愛子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２０号
京都府向日市物集女町五ノ坪２番地の１　グランパール202
債務者　河田　雅宏
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係